

令和5年度茨城地方最低賃金審議会
第四回本審議会議事録

令和5年8月23日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年8月23日（水）午前10時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
賃金指導官 平戸 直美

議事次第

(1) 異議申出審議

(2) その他

中島補佐

お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度第4回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により労働者代表委員の星野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

清山会長

暑い中、ご参集くださいますありがとうございます。それでは、議事に入る前に、全国の最低賃金の改正状況につきまして事務局からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

平戸指導官

私から説明させていただきます。お手元の資料317ページ、資料No.1をご覧ください。全国の最低賃金の決定状況となります。8月18日で全ての労働局で結審しております。こちらにつきましては、厚生労働省からのプレスリリースによると、最低賃金は全国加重平均で1,004円となったことをご報告いたします。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か質問がございますか。

全委員

(質問等なし)

清山会長

ないようでしたら、議題(1)の異議申出審議に入ります。8月7日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、8月22日までに茨城県労働組合総連合関係を含め、合

計10件の異議申出書が局長あてに提出されています。この件について審議をお願いすることになります。それでは、異議申出書の提出に伴って、局長から諮問がございます。事務局から、諮問文の朗読をお願いします。

平戸指導官

(諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

清山会長

ただ今、局長から当審議会に対して、異議申出書について諮問がありましたので審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

川野室長

それでは、私の方からご説明させていただきます。

異議申出書の要旨説明の前に、茨城県労働組合総連合様から8月2日の審議会資料No.10の意見書の追加として、348筆の署名が追加されておりますので、ご報告いたします。

ただ今、会長からご説明がありましたように10団体から異議申出書の提出がありました。異議申出の内容につきましては、異議申出書受理後、委員の皆様には直ちに異議申出書を情報提供しておりますので、この場におきましては、時間等の関係も考慮いたしまして、異議申出のあった団体名と異議申出の理由の要旨のみご紹介させていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

1つ目は、資料No.2、318ページになります。茨城県自治体労働組合連合様から、8月21日付けで異議申出書が提出されております。なお、当該異議申出につきましては、この後、提出団体からの陳述があります。

2つ目は、資料No.3、320ページ、茨城県労働組合総連合様から、8月21日付けで異議申出書が提出されております。これについても、当該異議申出につきましては、この

後、提出団体からの陳述があります。

3つ目についてです。資料No. 4、322ページ、いばらき一般労働組合様から、8月21日付けで、物価高に対応した最低賃金の引上げをということで、電気代、ガソリン代、毎日の食費どれもが上がっています。物価高は収まるどころを知らず、毎月上がっています。食事代を節約しようとカップラーメンを買おうとしても100円では買えません。車に乗らなくては、会社にも通えず仕事もできません。しかし、ガソリン代は1リットル170円を超えてしまい、ガソリンスタンドで満タンにすると6、7千円を超えてしまいます。いばらき一般労働組合の組合員は非正規で働いている人も多いのですが、最低賃金ぎりぎり働いている人が多いのが実態です。最低賃金が上がらなければ賃金が上がりません。935円ではなく、1,000円以上にしてほしいし、1,500円を5年以内には実現してほしいというのが私たちの思いです。非正規労働者の生活の実態をよく考えてもらって、最低賃金を今すぐ1,000円以上、1,500円を目指してください、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

4つ目、資料No. 5、323ページ、茨城県高等学校教職員組合様から、8月21日付けで、最低賃金引上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

5つ目は、資料No. 6、324ページ、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様から、8月21日付けで、最低賃金が953円では、低賃金に加え急激な物価高の中で人間らしい健康で文化的な最低限度の生活ができません。中小企業支援を

国の責任とし、中小企業支援策の拡充で最低賃金の引上げに対応できるよう条件整備を求めます、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

6つ目は、資料No. 7、325ページ、全日本建設交運一般労働組合 茨城県本部様から、8月21日付けで、最低賃金が953円では、急激な物価高騰の中で人間らしい健康で文化的な最低限度の生活ができません。労働組合が訴える最低賃金額1,000円以上は、国会内でも議論が進められているところです。茨城の最低賃金額を1日でも早く1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制を確立することが求められています、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

7つ目は、資料No. 8、326ページ、全日本年金者組合茨城県本部様から、8月21日付けで、953円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている茨城の最低賃金を今すぐ1,000円以上、1,500円をめざすべきという要求からはあまりにも低い金額であります。新型コロナ禍の下で私達の生活は困難を増しているにも関わらず、年金・介護・医療など福祉の切り下げはとどまりません。昨年75歳以上医療費窓口負担2倍化は高齢者に大きな打撃となっています。高齢者世帯の30%超が家計にゆとりがなく心配との生活実感、また生活保護世帯における高齢者世帯割合は55%に達しています。納付期間25年以上の国民年金だけの老齢年金平均月額 は男54,338円、女50,426円。25年未満では男女ともに約19,000円余ということです。40年加入の国民年金は満額でも現在は月65,000円の支給額です。これは生活保護基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運用によって、今後も集中的に給付水準低下を強いられることとなります。高齢者世帯の貧困が増えています。日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータでは、24.9%で、就業者数は906万人

になります。年金だけでは生活が出来ないという年金受給者の実態が背景にあります。しかも、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。つまり、生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。貧困が増す高齢者の生活実態にも配慮し、最低賃金を今すぐ、1,000円に、全国一律1,500円を早急に実現していただきたい、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

8つ目は、資料No.9、327ページ、茨城県医療労働組合連合会様から、8月22日付けで、全労連と地方組織が全国で最低生計費試算調査を行った結果、8時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。地域間格差については、最高額の東京と本県との差は160円におよびます。医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8万から9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。以上から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、改めて審議することを求めます、との異議申し立て理由により、

異議申出書が提出されております。

9つ目は、資料No.10、328ページ、J M I T U茨城地方本部様から、8月22日付けで、最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額、今すぐ1,000円以上、1,500円をめざす、に引き上げてください。最低賃金引上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

最後の10個目は、資料No.11、329ページ、石岡地区農業協同組合労働組合様から、8月22日付けで、最低賃金953円では、低賃金に加え急激な物価高の中で人間らしい健康で文化的な最低限度の生活ができません。物価高騰の影響により、公共料金を始めとしたすべてのものの価格が上がっています。節約をしようとしても、すべてが値上げされているため節約にもなりません。また、茨城県では、職場に行くにも、買い物や友人と出かけるにも自家用車が生活には欠かせません。しかしながら、レギュラーガソリンが1リットル170円台になりガソリンを満タンにすると、10,000円前後にもなります。これでは、外に出ることもままなりません。働いても物価高や様々な出費によって生活を維持することはギリギリの状態です。この状況を打破するためにも、最低賃金を953円ではなく、今すぐ1,000円以上、1,500円にしてください。地域間格差を解消し、働き手の流出を防ぐ。最低賃金の引上げ額は過去最高水準の金額であると思います。しかしながら、茨城県と都市部を比べると最低賃金の差額は大きいところで160円にもなります。同じコンビニエンスストアで働いても1時間でこれだけの差が出て

しまえば必然と高いところに行くのも仕方ありません。特に若い働き手ほど賃金の動きには敏感になります。都市部では住宅費が高い傾向はありますが、地方では交通網の未整備等により、車両の維持費などで、さほどの違いはありません。また、どんなに人手を募集しても、同じ仕事なら賃金が高いところに就職することも仕方ありません。これらを解消するために、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制の実現と働き手の流出を防いでください、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。以上です。

清山会長

ありがとうございました。前回の審議会で異議申出があった場合には、申出者から意見聴取することに決定しております。意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人①濱野真氏、傍聴席から着席)

清山会長

こんにちは。陳述人の方は、氏名、団体名を述べてから5分程度で異議について説明をお願いいたします。

濱野陳述人

濱野真と申します。所属は茨城県自治体労働組合で執行委員長をしております。よろしくお願いたします。私の資料は、318ページ、資料No.2です。

8月2日の審議会でも申し上げましたが、私たち茨城自治労連は、主に県内の市町村の自治体職員で構成される労働組合です。最低賃金は、私たち市町村職員の賃金にも大きな影響を及ぼしており、大幅な引上げは処遇改善につながりません。しかし、今回の最低賃金改正については不服であることから、異議を申出させていただくものです。意義の内容の1つ目として、8月7日に茨城地方最低賃金審議

会から県内最低賃金を42円引き上げ、953円とする答申がされたことについては、今年度の茨城県の最低賃金を直ちに時給1,000円以上1,500円を目指すことを求める私たちからは受け入れられるものではありません。これまで私たちは、最低賃金の低さがワーキングプア・官製ワーキングプアを生み出し温存されている最大の要因の一つであり、抜本的かつ早急な改善が必要であると訴えてきたところです。しかし、今回の時給953円では法定労働時間の上限付き173.8時間で働いたとしても年間200万円にも満たず、税金や社会保険料を差し引いた手取り月額額は12万円程度にしかありません。ワーキングプアのラインの賃金では到底まともな生活はできません。7月25日付けの意見書および8月2日の第二回審議会でも意見を述べたところですが、自治体非正規職員である会計年度任用職員の最低賃金割れをするほどの低すぎる処遇は、最低賃金の大幅な引上げによって私たちの求める処遇改善を強く後押しするものとなります。直近では、昨年最低賃金割れとして報道された4市のうちの常総市では、この10月の最低賃金引上げを見越して、現在の会計年度任用職員の時給922円を、今回改正される予定の最低賃金額を超える賃金に引き上げる、と労働組合との団体交渉で回答しています。自治体公務サービスを維持する上ではほとんどの自治体で全職員の4割以上となっている会計年度任用職員は必要不可欠な存在であり、やりがい搾取と官製ワーキングプア状態に置かれている処遇を何としても早期に改善しなければなりません。そのためには、最低賃金を直ちに時給1,000円以上とするよう要請します。なお、茨城県知事から茨城労働局長と茨城地方最低賃金審議会会長あてに提出された本件最低賃金の改正についてでも述べられているとおり、近隣栃木県との格差は、現時点でも比較して茨城県が1円低く、格差は依然として解消されていません。さらに、私たち自治体労働者も準拠

する人事院の規定する地域手当で見ると、その支給対象地域は栃木県の8自治体に対して、茨城県は2倍以上の19自治体と、11自治体も対象地域が多い状態です。したがって、地域手当は、主に物価の差を補填する目的で指定していることから、栃木県よりも茨城県の方が物価が高いということになります。それにもかかわらず、最低賃金額では茨城県の方が低い状況は、合理性に乏しく、最低でも栃木県以上の引上げをすべきです。そして、異議の内容2つ目は、この最低賃金審議会、専門部会の全ての会合、審議の場を完全に公開しなかったことには不服があることです。最低賃金法が規定する異議申出を実質的に保障するには、審議会、専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提です。最低賃金法第12条により準用される同法第11条は、労働者に異議申出の権利を保障し、その手続きを示すとともに、提出された異議申出に係る審議会の意見が提出されるまでは、労働局長は、最低賃金の改正決定ができないと規定しています。したがって、労働者にとっては全ての審議会、専門部会の審議過程を経た最低賃金の改正に係る審議会の意見が明らかになってこそ、異議申出を行うか否かを含めた実質的な異議申出に係る権利が保障されることとなります。しかしながら、茨城地方最低賃金審議会においては、今年度から専門部会は冒頭のみ公開とし、金額審査については非公開とされました。審議会として、県民の目に触れないところでなければ議論ができないというのは、民主的な運営であり得るはずがありません。こうしたことから、審議会、専門部会のすべての審議の場の全面的な公開を求めます。最後になりますが、現在公示された最低賃金額を見直し、大幅引上げ、全国一律最賃制もあわせて求めさせていただきまして、私からの意見陳述とさせていただきます。以上となります。

清山会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の意見陳述
 に関しまして、ご質問等はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

清山会長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。

(意見陳述人①退席、傍聴席へ)

(意見陳述人②岡野一男氏、傍聴席から着席)

清山会長 それでは、陳述人は、氏名・団体名を述べてから5分程
 度で異議について説明をお願いします。

岡野陳述人 茨城労連で事務局長をしています岡野といいます。よろ
 しくお願いします。本日はこのような機会をいただきまし
 てありがとうございます。8月7日の42円引き上げて953円
 にするという答申については、全国を見ても、Bランクが
 28県のうち40円の目安どおりが17県で、42円というのが3
 県で、その中に茨城県が入っているということを考えれ
 ば、審議会の皆さんが非常に奮闘された結果だということ
 は、最低賃金審議会の傍聴をずっと続けてきた私として
 も、皆さんのご努力に感謝するところです。しかし、残念
 ながら、この非正規労働者が40%を超えるという状況の中
 で、低賃金の上に物価高が大きくなっていて、953円では生
 活できないという声がほとんどだということをご理解いた
 だければと思っています。一応、私たちの意見としては、
 茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げるために
 再審議を求めますということですがけれども、2020年に茨城
 労連が最低生計費試算調査というものをして、そこで水
 戸市に住む25歳の成年労働者の最低生計費は、月額が25万
 円、年額にすると300万円、150時間で計算してみると、

1,600円という結果が出ていて、これは全国どこでも同じなのですけれども、いわゆる953円とはかなりかけ離れた額であるというところではあります。先ほども言いましたけれども、非正規労働者が40%を超えていて、市町村の会計年度任用職員も42.5%という状況になっているわけです。特に、非正規労働者は女性が多いということ、若者が多いということ、それから、高齢者が多いということで、生活ができない。特に、最近のことで言えば、ガソリン代が170円を超えていて、180円をも超えるみたいな状況にもなっているというところを考えると、本当に生活ができないのだというのが実態ですので、そういう面でも生活支援のためにも、また、最低賃金近傍ですよ、先ほどもありましたけど、会計年度任用職員でも1,000円を超えているというところもあるのですけれども、6市町が1,000円を超えているのですけれども、36市町村の時給が950円以下で、911円という市町も4つあるという状況を考えると、やはり最低賃金を1,000円以上にして1,500円を目指すということが重要なのだということです。それから2つ目は、最低賃金を上げるためには、審議会の議論の中でも、中小企業支援が非常に重要なのだということを議論されたということはお話うかがっているところではありますけれども、私たちもそこは考えていて、中小企業支援をしなければ、最低賃金は上げられないし、現状のような賃上げをした企業だけを支援するのではなくて、最低賃金を引き上げるために全ての企業を対象にして支援を充実させるということ、そのためには、法律の改正も必要だし、それから、国の責任ということも明記した上でも中小企業支援を充実させるということです。それから、税金の配偶者控除とかこういう問題もきちんと解決しなければいけないというところではあります。最後なのですけれども、専門部会についてです。今年一部公開になったということで、今までを考えれば大きな成果だと考えているし、

大きな変化だと思っています。また、専門部会以外にも本審の方もきちんと公開されたということで、非常によかったなと思っています。しかし、専門部会での金額調査審議が非公開となってしまったということを考えると、そこは公開してほしいし、全国の話聞いてみると、関東県とこの前交流会をしたのですけれども、専門部会は全部公開されているよという話もあるので、是非茨城県でも、専門部会を一部公開ではなくて、全公開での審議をよろしく願いたいというところです。私の方の意見陳述は以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の陳述について、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

公開、非公開のことについて、ご意見がございましたので、現時点で、たぶん議事録が公開されれば、その点についての説明はあると思いますけれども、特に産別の専門部会で公開と一部非公開にしている最大の理由は、業界関係者をお呼びしていることです。業界関係者の、特に経営者の方たちは、使用者の代表としてお引き受けくださっていますが、公開になってしまうと、個別の企業に対して非常に圧がかかることが予想されます。使用者側の意見を自由・正当に陳述することが難しいということになります。他の地方におきましては、そのような機会を設けていないところも少なくない。茨城県は労使ともにそれぞれの業界から実情をお伺いをする機会を設けていますので、意見聴取の機会を無くして全公開にするということは避けたいと考えます。意見陳述してくださる方々に不利益が生じることを避けたいという思いがあります。しかし、そこでいろ

いろなご意見を賜ったことについては、かなりの程度、議事録を見ていただくと理解していただけるようになっているのではないかと思います。よろしいでしょうか。

岡野陳述人

ありがとうございます。そういう話を聞くこともできなかった部分もあるので、実情を話していただいた上で、私たちも考えていきたいし、全国でやっていることについても、茨城の審議会の方でもまたご協力いただければと思います。私たちは、あくまでも検討をお願いしたいということです。ありがとうございました。

清山会長

わかりました。今のは情報提供を兼ねてお話しいたしました。ありがとうございました。

それでは、これで異議聴取を終了いたします。

(意見陳述人②退席、傍聴席へ)

清山会長

それでは、異議申出に関して、労使双方からご意見を伺いたいと思いますが、意見を集約するために打合せをする時間が必要でしょうか。

大森委員

時間をいただければと思います。

清山会長

では、労使ともに時間を取りますので、調整をお願いします。

(休会。別室にて、労側委員協議、使側委員協議)

清山会長

それでは、再開いたします。労使双方の代表の方にこれからご意見をお伺いします。まずは、労働者側からお願いします。

それでは、私の方から、異議申出に対する労働者側の意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど10の団体からの異議申出の内容の説明と意見陳述人からの説明がございましたけれども、労働者側としても、ほぼ同様の考え方で審議をさせていただいたところがございます。大きくは3点ございますけれども、1つ目は、労働者の生活の安定に資する絶対額水準の引上げを図ること。2つ目は、経済実態を踏まえた、ランク内および隣県との格差改善を図ること。3つ目は、物価の高止まりによる影響を反映させること。この3点を基本に、まずは、誰もが時給1,000円の到達を念頭に審議をしてきたところがございます。今年も、新型コロナも5月から5類へ移行となりまして、経済活動は、着実にコロナ禍から正常化へ進みつつある中、人手不足の状況や消費者物価の上昇などの影響を踏まえながら、大変難しい審議となったと感じております。とりわけ、われわれ労働者側としては、最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態も踏まえ、1円でも多くプラスにしたいという思いで審議をしてきたところがございます。結果として、茨城は目安額の40円を超え、42円プラスとなり、昨年に続く過去最大の上げ幅となりました。労働者側としては、この額に対しては決して満足した結果とは思っておりませんが、真摯な審議によるものであり、一定の成果を得られたものと考えております。労働者側としては、これ以上審議を続け長引かせることは、混乱を招くものと考えますので、今回はここで審議を終了し、10月1日の発効を是非、担保したいと考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、まずは誰もが時給1,000円の到達というところは変わっておりませんので、来年度以降も、引き続き前向きな審議をお願いしたいと思います。私の方からは、以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者側からお願いします。

澤畑委員

使用者側でございます。先ほど労側からご説明があったとおり、今回の最低賃金の引上げ額につきましては、これ以上の議論を致しましても、様々な方面への影響が大きいということも鑑みまして、答申どおりで進めていただければと思います。今回、審議を進めていく中で、議論の争点となりました消費者物価指数の上昇、また物価高により日々の暮らしに与える影響が大きい、といった観点から、最賃を引き上げていくことの必要性についてはこれまでも我々が申し上げてきたとお理解できるということでございますが、片や、企業においては、支払い能力の有無に関わらず、全ての企業に適用されるため、急激な上昇は避けて、緩やかな水準でお願いしたいと申し上げて参りました。結果として、昨年につき過去最大の上げ幅となりまして、企業負担はますます増えて参ります。改めまして、従業員やその家族の生活が守られますよう、これまで以上の負担が強られる、特に中小企業に対しましてのきめの細かい行政からの支援・施策を展開いただけますようお願い申し上げます。使側からは以上でございます。

清山会長

ただ今、労使双方からご意見がありました。審議の場で、本当に多様な視点から、それぞれの立場から重要な情報提供が寄せられ真摯に審議してまいりましたので、少し補足しながら、皆様方の意見を集約しまして、例年どおり私の方から意見を述べたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

まず、使用者側は先ほどおっしゃったとおり、最低賃金引上げの必要性について理解しているということで、最初の第1回の提示額から、一定程度の姿勢をしっかりと見せていただいたと思っています。しかし、金額の引上げ幅が目安も含めて、過去最高で非常に大きいということから、支払い能力という観点では、考慮してほしいということを伝えられました。特に企業側の苦しい状況として、1つは企業物価の上昇が非常に高い。エネルギー関係のコスト転嫁はある程度進んでいるけれども、労務費の価格転嫁が厳しい。特に中小企業においてそれが厳しい状況がみられるということについて配慮してほしいということを強く主張されました。労働者側からは、組織労働者の賃上げの流れを未組織にということ、物価高に苦しむ最低賃金近傍の労働者の生活を少しでも引き上げたいということと、茨城県の経済実態を踏まえて、全国での立ち位置をある程度反映した水準に引き上げてほしいということを強く訴えられたと思っています。企業物価の上昇についてはもちろん理解しているけれども、最低賃金の引上げをもって価格転嫁のきっかけにしたいというご主張がございました。これらは、本当にコンパクトにまとめるところですが、それをめぐって様々な情報提供もあったかと思います。その上で、公益委員としましては、今回中央最低賃金審議会の目安及びメッセージを踏まえて、目安を踏まえた上で地域の実情を考慮する。特に、今年は生計費を重視し、消費者物価を考慮してほしいという要請がございました。茨城県の水戸市の消費者物価指数は、4.6%と全国平均より高く、目安プラス2円でようやく実質賃金がマイナスにならないという水準であるということ、それから、雇用条件が関東の中で比較的によく、新規求人倍率も割と高い水準にある。その上で、東京都の人手不足状況は、関東

の中でも著しく高く、通勤圏に一部接しているので労働力の流出を避けたいというような地勢的なもの、人手の確保という観点からですね。あとは、Bランク内の総合指数順位で逆転現象が生じているので、せめてこの差が拡大するのは避けたい、できれば縮小したいということがございました。そうは言っても、第一順位の消費者物価がやっぱり大きな重視判断材料だったかなと思います。その上で、使用者側の方から、本当に苦しい状況に関して説明がございましたのでみんなで相談して、中小企業支援策や賃金の引上げが就業調整につながらないような制度改正についての要望を文言に盛り込みました。特に、中小企業に対する支援など配慮してほしいというところは、昨年同様の部分もあるのですけれども、なるべく弱いところも含めてというか、中小零細企業が使いやすいような支援策を講じてくれないかという、メニューはたくさんあるのだけれどもということをおっしゃったということをし反映できたかなとは思っています。あともう一つ、最低賃金の近年の大幅引上げが就業調整につながっている。労働力不足というのがかなりの産業で起きていますけれども、普通であれば賃金を引き上げればより人が増えて労働力確保にプラスになるはずなのに、最低賃金を引き上げて求人賃金水準も上がっているのに、人の確保がままならないという状況が生じているのはおかしいのではないかと。就業調整につながらないような働き方に中立な税や社会保険制度というものを国には考えてほしい、企業は最賃上げたらみんなが年末に時間調整をするというのでは困るのだということをしごく強く訴えられたことをお伝えしたいと思います。また、公共交通なども含む自治体との公契約についても、先ほど述べましたような労務費の価格転嫁が難しいという状況がある。このことについて、情報が寄せられています。こうしたことも踏まえて、地域全体の賃金水準が上がっていくこと、最

低賃金の引上げが企業の円滑な運営にマイナスにならないように、人手不足という観点で拍車をかけたりしないようにということも含めて、答申文に盛り込んであるということを補足したいと思います。

それでは、こうしたことで労使の意見をまとめた上での公益の見解なのですからけれども、このまとめ方でよろしいでしょうか。だいたい大丈夫でしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 はい、ありがとうございます。それでは、目安プラス2円で42円引上げの答申でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 ありがとうございます。ただ今、労使双方にお認めいただけるということですので、この結論をそのまま本審の結論としたいと思います。

では、この異議申出に対する答申内容について、事務局の方で答申文(案)のご用意はできてますでしょうか。

川野室長 大丈夫です。

清山会長 それでは、答申文(案)の朗読をお願いします。

平戸指導官 (答申文(案)の朗読)

清山会長 ありがとうございます。この答申文案でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長

それでは、答申文の（案）を削除してください。これから局長に答申いたします。

（会長から局長に答申文を手交）

清山会長

それでは、ここで局長からご挨拶がございます。

澤口局長

ただ今、清山会長から、茨城県最低賃金の異議の申出の諮問に対しまして、本年8月7日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申をいただきました。ありがとうございました。皆様には真摯なご議論をいただき、また、ご尽力いただき大変ご苦勞をおかけいたしましたけれども、こういった形で結論を得られて大変ありがたく思います。改めて感謝申し上げます。

本日の答申を踏まえまして、茨城県最低賃金につきましては、現行の時間額911円を42円引き上げまして、時間額953円と決定するということで、手続きを進めていきたいと思っております。我々としまでも、改定額の積極的な周知広報、また、履行確保は当然でありますけれども、本日のご議論にもありましたように、各種支援策を必要とされている中小企業、小規模事業者の皆様への業務改善助成金などの支援策の周知啓発、そして、制度の一層の利活用の促進に向けて、労働局を挙げて一体となって積極的に取り組んで参りたいと思っておりますので、何卒またご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また引き続きになりますけれども、委員の皆様方には、先般8月7日に特定最低賃金の改正の必要性の有無についても、ご審議をお願いしているところでございます。ご多忙の中、大変ご苦勞をおかけいたしますが、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。本日は、誠にありが

とうございました。

清山会長

皆様には、本当に大変真摯に議論をリードしていただきましてありがとうございました。労使ともにそれぞれ最低賃金引上げは必要だとはいえ、ある程度の事情というのがそれぞれ違いますし、この水準でご納得いただくのは大変だったのではないかなと思っています。公益としてもぎりぎりのところでまとめさせていただいたと思っております。審議にご協力を賜ったことに厚く御礼申し上げます。それでは、異議申出の件につきましては、これで終了させていただきます。

なお、茨城県最低賃金専門部会につきましては、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限8月22日をもって廃止となりましたので、ご報告いたします。それでは、茨城県最低賃金の効力発生日および今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。

川野室長

それでは、説明させていただきます。まず、効力発生日についてですけれども、本日、異議申出審議にかかる答申をいただきましたので、官報公示の入稿の手続きを行い、9月1日から30日間の官報公示を行います。効力発生日につきましては、答申をいただいた内容のとおりで、法定発効10月1日曜日となる見込みです。次に、今後の審議会の日程についてですが、日程の確保、調整等につきましては、皆様のご協力を賜りありがとうございました。次回は、特定最低賃金に関する改正の必要性についての審議となりますが、第五回本審を8月31日木曜日10時から、第六回本審を9月11日月曜日10時から両日ともこの場所で開催を予定しております。審議内容につきましては、業種ごと、労使双方の参考人からの意見陳述、意見聴取後、改正必要性についての審議、結審、答申をいただいた後、金額

改正の諮問を行う予定となっております。本日、資料とは別に机の上に封筒を置かせていただいております。封筒の中には、ただ今説明いたしました第五回本審、第六回本審の開催案内が入っておりますので、期日までに出席につきまして、ご報告をお願いいたします。本日提出していただいても結構です。

なお、参考人の意見陳述については、3産業、労使双方合わせて6名の方に意見陳述を行っていただく予定です。以上です。

清山会長

ありがとうございました。何かご質問等はございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

ないようですので、以上で本審議会を終了いたします。次回は、8月31日木曜日午前10時から第五回本審がこの場で開催されます。第五回本審では、茨城県特定最低賃金改正決定に伴う必要性の審議にあたって参考人の方からご意見を伺うことになっております。どうぞよろしく願いいたします。本日の審議はこれにて終了といたします。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。